

社会福祉法人室蘭天照福祉会 役員等報酬等規程

(目 的)

第一条 この規定は、社会福祉法人室蘭天照福祉会の評議員及び理事、監事、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第二条 本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事及び評議員選任解任委員をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の費用弁償等)

第三条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表に定める日当及び、交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表に定める日当及び、交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。
- 3 評議員選任・解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表に定める日当及び、交通費を支払うことができる。このとき、交通費は法人旅費規程の役員に準ずる。
- 4 交通費の額が、実費弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の費用弁償等)

第四条 評議員及び役員等は無報酬とする。

- 2 理事または評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表に定める日当及び、交通費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会、または、評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表に定める日当及び、交通費を支払うことができる。
- 4 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等報酬等は支給しないものとする。

(出張旅費)

第五条 役員が、法人業務のために出張する場合は、旅費規程により旅費等の実費を支給することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。